

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十九年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地	
		所 在	面積（㎡）
株式会社アグリック明豊	三原市久井町羽倉 二四六番地	三原市久井町羽倉字神田谷 四一一番八ほか二筆	五、三〇六
農事組合法人蔵宗	三原市大和町蔵宗 一五四七番地二	三原市大和町蔵宗一一八四 番ほか一筆	四、三四一
合同会社穂誉	三原市八幡町野串 五七八番地	三原市久井町羽倉字安農地 三〇四八番ほか一七筆	一四、六八四
株式会社恵	世羅郡世羅町大字 賀茂四〇四番地	三原市大和町蔵宗一一八五 番ほか二筆	五、一九〇
徳川 邦彦	三原市大和町篠二 三四番地一	三原市大和町蔵宗五九六番 ほか二筆	七、三〇〇
農事組合法人フレンドわそう	三原市久井町和草 六二二番地	三原市久井町和草字中通一 一二六番一ほか一筆	六、三九六
村上 昌也	尾道市因島重井町 一〇四〇番地	尾道市因島重井町字深浦三 七〇番一	八七九
農事組合法人井永	府中市上下町井永 一三二番地一	府中市上下町井永字半田一 三一番二ほか三筆	三、七一一
農事組合法人フアーム永田	庄原市口和町永田 三四八番地四	庄原市口和町永田字川西二 六八番二ほか五五筆	一一六、七三九
錦織 富美登	庄原市口和町竹地 谷六三二番地	庄原市口和町永田字中郷四 四九番一ほか四筆	五、六七七
農事組合法人フアーム・イースト造賀	東広島市高屋町造賀一三六〇番地	東広島市高屋町造賀八八四 番一ほか六筆	一一、六八二
峰商事合同会社	江田島市大柿町飛渡瀬三六三番地一	江田島市沖美町三吉字高松 一六六三番一ほか一筆	一、七一九
安達 大輔	世羅郡世羅町大字 本郷一三一三番地 三の二	世羅郡世羅町大字重永字城 ケ鼻一五番一	六四四
有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町大字 下津田一二四九番 地	世羅郡世羅町大字中字上谷 二二四番ほか五〇筆	五二、八七九
農事組合法人京丸ファームセラ	世羅郡世羅町大字 京丸三九五番地	世羅郡世羅町大字京丸字鷹 之巣一一六〇番	二、一〇六
農事組合法人穂MINORI	世羅郡世羅町大字 下津田二三七〇番	世羅郡世羅町大字下津田字 明神山一〇一四六番一〇三	八一七

平山 豊	世羅郡世羅町大字 京丸四九番地	世羅郡世羅町大字堀越字神 田一〇七五番	一、四四八
光元 章	広島市東区福田七 丁目二五番八号	世羅郡世羅町大字中字中郷 六二六番一ほか六筆	八、四七八
株式会社恵	世羅郡世羅町大字 賀茂四〇四番地	世羅郡世羅町大字賀茂字美 郷三七一番	一、九三六

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成二十九年二月九日から平成二十九年二月二十三日まで